

「公認心理師法案」のポイント

2015. 1. 29

(社) 日本臨床心理士会 資格法制化プロジェクトチーム

平成 26 年 6 月 16 日、第 186 回通常国会にて衆議院に提出され、その後、平成 26 年 11 月 21 日、第 187 回臨時国会での衆議院解散によって審議未了による廃案となった『公認心理師法案』について、当会は今通常国会での再提出を求めています。

http://www.jsccp.jp/suggestion/license/pdf/kouninshinrisihouan_saiteisyutu.pdf

汎用性の資格です

- ・「汎用性」とは、領域を限定せず、保健医療、福祉、教育その他、どの領域においても通用するという意味です。そのため、公認心理師法案は文部科学省・厚生労働省の共管の資格になっています。

大学＋大学院修了の6年がメインコース

- ・第2号「大学+実務」のルートについては、施設の指定、従事期間の設定、実務期間中の研修のあり方などで、質が担保されることとなります。

診療補助職ではありません

- ・これは、法案の中に保健師助産師看護師法の一部解除の条文がないことから明らかです。

「当該支援に係る」主治医がある場合に限定して「医師の指示」が必要です

- ・医師の「指示」は、「当該支援に係る主治の医師があるとき」、すなわち、主治医の医療上の方針に従って心理支援が行われないと症状の悪化が起こりうると判断される場合に必要とされるものであり、現在の臨床心理士等が、教育その他の分野で行っている業務を妨げるものではないと議員連盟の担当者および省庁の担当者より説明されています。

私設心理相談室の開設は可能です

- ・第四十二条により、医療的配慮の必要性に応じて主治医の指示を受けることが求められます。私設心理相談室は医療機関として健康保険による開業ができるようにはなりません。しかし、一部で、公認心理師が成立すると、私設心理相談室の開設ができなくなるのではという懸念の声が聞かれますが、従来通り、私設心理相談室の開設は行えます。

公認心理師法案概要

一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

四 義務

- 1 信用失墜行為の禁止
- 2 秘密保持義務（違反者には罰則）
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない。

五 名称使用制限

公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。（違反者には罰則）

六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

七 施行期日

一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

八 経過措置

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の経過措置を設ける。